

子供が、未来をつくるから。

幼児教育・保育の無償化はじまります。いよいよ
10月1日
から!**実費徴収に係る補足給付事業について**

本事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の13事業の1つです。

幼児教育無償化に伴い、副食費は保護者の負担となりますが、年収360万円未満相当世帯と全世帯の第3子以降は免除されます。(施設へ給付費加算)

また、新制度に移行していない私立幼稚園についても、保育所等の利用者との公平性の観点から、低所得世帯の負担軽減を図るため、保護者に対して実費徴収に係る補足給付事業による支援を行う法改正が行われました。(法59条第3号ロ)

日野市では、10月から下記のとおり本事業を開始します。

- | | |
|----------|---|
| 1. 事業開始日 | 令和元年10月1日 |
| 2. 給付対象者 | 私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する日野市民の子ども ①世帯年収が360万円未満相当のもの ②全世帯の第3子以降 |
| 3. 対象費用 | 施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額 |
| 4. 給付上限額 | 月額4,500円 |
| 5. 給付方法 | 該当保護者からの申請に基づき償還払いとする |